

知って得する税金講座 ②

# 米国確定申告の概要 その2

KPMG LLP シニアマネージャー 齊藤美智子

先週に引き続き米国での確定申告は初めてという方、米国個人所得税確定申告の基本的な流れを紹介いたします。前週では、総所得とそこから控除ができる所得の調整、あと大きな控除の一つである項目別控除、また概算額控除までを説明しました。今週は、その続きから最終税額に至るまで説明します。

① 人的控除  
本人、配偶者、そして扶養家族(詳細は後日解説)に対しては一人につき3500ドル(08年)の控除が認められています。この控除を控除をとるためには、必ず説明します。

② 課税所得  
上記全ての控除を差し引くと課税所得が決定します。これに該当する税率(10%、35%)を申告身分にもとづいて適用し、税額を決定します。

③ 代替ミニマム税  
確定税額からさらに税額控除をとることが可能となります。所得控除と異なり、直接確定税額から差し引くことができるために節税効果は大きくなります。税額控除には、日本等外国でも

所得が高く、かつ多くの控除における恩恵を受けている人を対象に特定の控除を否認し、特別の税率(26%と28%)を適用することによって算出されるのが代替ミニマム税で、これが通常の方法で算出される税より高くなる場合、追加的に課されることとなります。

④ 税額控除  
確定税額からさらに税額控除をとることが可能となります。所得控除と異なり、直接確定税額から差し引くことができるために節税効果は大きくなります。税額控除には、日本等外国でも課税された所得に対する二重課税を防ぐための外国税額控除、子女養育費税額控除、教育費税額控除等があります。時限措置つきのもので4月15日、この日までに支払いを済ませないと延滞税(利子)や加算税(ペナルティ)が課せられます。

⑤ 追徴・還付  
最終的に確定された税額が、源泉徴収税額もしくは、予定納税額より多ければ追徴として支払いをし、少ない場合は還付を受けることとなります。

以上が連邦税の一連の流れですが、連邦税に加え、ほとんどの州で州税も課しているため、納税者は州税申告書も併せて提出する必要があります。さらに特定の郡や市区町村においてはローカル税も課しているため、納税者の勤務地や居住地によって、どの州の税務管轄区がどういった税金を課しているかを把握しておく必要があります。税率はそれぞれ異なりますが、多くの州が連邦とほぼ同じような算出方法を取り入れています。しかしアラバマ、フロリダ、ネバダ、サウスダコタ、テキサス、ワシントン、ワイオミングといった7州では全く個人所得税を課していませんし、またニューハンプシャーやネブラスカのように利子や配当所得のみに課税する州もあります。このように一部の州では、それぞれ州独自の税法に則って税金を算出する必要があります。そのため、州税申告は非常に複雑なものとなっております。

◎上記記事は、いかなる個人や事業体であっても税務上の罰金を回避するためには使用できません。また記事中の情報は全て一般的なものであり、特定の個人もしくは事業体の状況への適用を意図したものではありません。現在施行されている税法に沿って書かれていますが、今後変更される可能性があるので、各個人は特定事項が発生した場合には上記内容をそのまま適用するのではなく、実情に基づき専門家のアドバイスを仰ぐようにして下さい。

## 稲盛和夫経営道場

### 夢を実現する⑩

人生をよりよく生き、幸福という果実を得るには、どうすればよいか。そのことを私は一つの方程式で表現しています。それは人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力

つまり、人生や仕事の成果は、これら三つの要素の「掛け算」によって得られるものであり、けっして「足し算」ではないのです。

まず、能力とは才能と知能といいかえてもよいのですが、多分に先天的な資質を意味します。健康、運動神経などもこれにあたるでしょう。また、熱意とは、事を成そうとする情熱や努力する心のことです。これは自分の意

### 「考え方」を変えれば人生は180度変わる

逆で能力がなくても、そのことを自覚して、人や仕事に燃えるような情熱であらば、先天的な能力に恵まれた人よりはるかにいい結果を得られます。

そして最初の「考え方」も三つの要素のなかでもっとも大事なもので、この考え次第で人生は決まってしまうとい

わが身の恥をさらすようですが、就職難の時代に大学を出た私は、縁故がないために、いくら入社試験を受けても不合格が決まらないう。それなら、この考え方が大事なポイントがあるから、その下のマイナス点もあれば、いい結果は出ませ



稲盛和夫プロフィール= 1932年鹿児島生まれ。55年鹿児島大学工学部を卒業後、松風工業に就職。59年4月京都セラミック株式会社(現京セラ)を設立。97年から名誉会長。また、84年、第二電電企画株式会社を設立。2000年10月KKDDI株式会社を設立し、名誉会長に就任。01年6月より最高顧問。一方、1984年私財を投じて稲盛財団を設立。同時に国際賞「京都賞」の塾長として経営者の育成に心血を注ぐ。盛和塾ニューヨーク/ www.seiwajyuku.org

## 経営者の王道を学ぶ

### 盛和塾ニューヨーク入塾のご案内

盛和塾は1983年発足。京セラ(株)の稲盛名誉会長から人としての生き方 [人生哲学]、経営者としての考え方 [経営哲学] を学ぶ若手経営者のための塾です。

**入塾資格**  
原則として満30歳以上の方で、旺盛な意欲と熱意で学び、実践しようとする経営者、米国子会社などの代表者、または経営者に準ずる方。(簡単な審査がございます。)

新塾生担当: 酒井 join@seiwajyuku.org  
盛和塾ニューヨーク事務局: 川島 info@seiwajyuku.org  
ホームページ: www.seiwajyuku.org

## TAKI MOTORS

since 1981

オートリペアショップ  
修理・整備・NJ州車検  
販売無料査定

日本語でお気軽にどうぞ Tel: 201-836-2211  
351 Queen Anne Road, Teaneck, NJ 07666

## ROYAL AUTO SERVICE INC.

車の事なら何でもご相談下さい!

### 車の修理

- ◆一般修理
- ◆定期点検
- ◆車検(NJ州公認)

244 S. Washington Ave., Bergenfield, NJ 07621  
201-384-2050 [お問い合わせは太田まで]  
営業時間: 月~金 8:30am-5:00pm / 土 9:00am-4:30pm

## 中古車はやっぱり 信頼が第一!

### 今週の特選車

2006 TOYOTA RAV4 Blue, 40,000 mile, ABS, Third Seats(7 Passengers) Sunroof, Full Option

2003 Volkswagen Jetta GLS Blue, 44,000 mile, ABS, Sunroof, Full Option

中古車販売ホットライン  
914-826-0593 (NY, CT) • 201-417-3698 (NJ)  
516-236-3657 (Long Island NY)

## MEISEI MOTORS

●点検済み、保証付き車の販売、納車サービス  
●登録、車検(NY, NJ)代行サービス  
●買い取り無料査定・引き取りサービス  
●保険加入紹介サービス  
●メンテナンスワランティ保険の加入販売

中古車、高価格にて買います!(豊田まで)  
http://www.meiseimotors.com

毎日オープン! 月~土 10am~7pm 日 1pm~7pm

Tel: 201-943-7226 • Fax: 201-943-7032  
E-mail: meiseimotors@aol.com  
8707 River Rd., North Bergen, NJ 07047 (NJミッドより南へ車で3分)

## Catskills Ski & Golf Getaway

スキー・ゴルフ・スノー

屋内プール&スパ、和食サービス有

格安ゴルフ やり放題 パッケージ

宿泊・食事付きパッケージ 40%引き  
お子様の宿泊・食事・スキー・ゴルフ無料

Hanah Mountain Resort & Country Club  
www.hanahcountryclub.com hanahccc@yahoo.com  
1-800-752-6494 (日本語にてご予約ください)

## 東京都立 戸山高等学校同窓会

日時: 3月6日(金) 19時~  
場所: レストラン日本  
会費: \$80(学割あり!)

卒業生の方は是非にご連絡下さい。  
連絡先: 金刺(かなざし)  
E-mail: nyjyohokukai@gmail.com

## フロレンス法律事務所

Law Office of FLORENCE ROSTAMI-GOURAN

- 契約・会社法
- 民事訴訟
- 不動産法
- 移民法

フロレンス 弁護士が 直接日本語で 相談します

電話: (212) 209-3962  
ファックス: (212) 209-3964  
e-mail: frostami@rostamilaw.com  
Website: www.rostamilaw.com

## 寺井法律事務所

日本人クライアントのニーズに幅広くお応えしております。

寺井真美 (牛尾)

Harvard Law LLM NYU Law LLM 東京大学 / 早稲田大学 米国移民法弁護士協会会員

日本語でどうぞ.....  
212-279-2262

16 W. 32nd St., Suite 407, New York, NY 10001 • Fax: 212-279-1909

ウェブサイト「週刊NY生活デジタル版」の、生活のアンテナDXコーナーを是非ご活用下さい!

紙面の「生活のアンテナ」より詳しい内容で、イベント当日または申込締め切り日まで掲載し続けます。

問い合わせ先メールアドレスやウェブにもリンクして便利です! ->

www.nyseikatsu.com